

別表 許可又は起業の認可の制限措置

⑤刺網漁業

制限措置						許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
(22) 中小目まき刺網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第7号の海域	周年	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同意を得られた者	3

⑦固定式刺網漁業

制限措置						許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
(33) いせえび磯建網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	日向市と児湯郡の海岸線における境界点から正東の線と世界測地系、北緯31度58分50秒の線との間の海域。ただし、共同漁業権の漁場を除く。	9月1日から翌年4月14日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	1

⑧かご漁業

制限措置						許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
(41) ばいかご漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	宮崎市沖合。ただし、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域、並びに昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。	周年	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	1
			高鍋町沖合の海域			1

※2：昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（基点1から基点2を結ぶ水神松三角点（世界測地系 北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4秒）を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域）。

基点1	水神松三角点から20度21分00秒	距離4,000mの点	基点5	基点4から189度49分00秒	距離1,550mの点
基点2	基点1から115度28分00秒	距離600mの点	基点6	基点5から189度27分00秒	距離1,323mの点
基点3	基点2から145度20分00秒	距離2,152mの点	基点7	基点6から198度00分00秒	距離1,265mの点
基点4	基点3から226度40分00秒	距離2,500mの点	基点8	基点7から242度59分00秒	距離1,110mの点